

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 22 日

学校法人享栄学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人 享栄学園

監 事 佐々木 史郎

監 事 米川 直樹

私たちは、学校法人享栄学園の監事として、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人享栄学園旧寄附行為（令和 5 年 1 月 24 日施行）第 14 条第 1 項の規定に基づいて同学校法人の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人享栄学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、収容定員充足率の向上を図り、経営改善計画を着実に履行し、学園運営に一層の努力をされたい。